小山市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 思川西部地域

(1) 現況

本地域は、小山市の西部にあり、思川、巴波川が流れる豊富な水資源を活用した水田地帯で、 土地改良も概ね終了し、土地利用型の農業が見込まれる地域である。主に水稲、麦、大豆が生産 されている。特に南端にラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地があり、周辺で無農薬・ 無化学肥料で栽培されたブランド米「ラムサールふゆみずたんぼ米」があり、減農薬・減化学肥 料のカバークロップの取り組みも行われ、一部はブランド米「生井っ子」として出荷されている。 またブランド牛であるおやま和牛やイチゴの生産が盛んである。

最近では消費者から安全安心な農産物を求められることから、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 思川東部地域

(1) 現況

本地域は、市の中央部にあり、主に畑作地域であり、中心には市街化区域がある。主にレタス、白菜、キュウリ等の露地野菜や、トマトなどの施設野菜の生産が盛んな地域であり、一部では有機農業もおこなわれている。

また、最近では消費者から安全安心な農産物を求められることから、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて 同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を 図ることとする。

3. 鬼怒川流域地域

(1) 現況

本地域は、小山市の東部にあり、鬼怒川流域の水田、畑作地帯で、土地改良も概ね終了し、 農地集積が進み農家の経営規模が大きい、土地利用型作物中心の地域である。主に水稲、麦、 大豆、そばが生産されているが、他にイチゴや露地野菜の生産も盛んである。

また、最近では消費者から安全安心な農産物を求められることから、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	思川西部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げ
		る事業
2	思川東部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げ
		る事業
3	鬼怒川流域地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げ
		る事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

各組織で構成する小山市農地・水環境保全向上対策推進協議会を有効に活用し、地域の環境保全を進めていくために、研修会や代表者会議等を開催すると共に、事業が円滑に実施できるよう指導・支援を行うこととする。